

政策目的随意契約に係る手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「政策目的随契」という。）を締結する場合の手続について、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象施設等の周知)

第2条 令第167条の2第1項第3号に規定する施設及び団体（以下「福祉施設等」という。）を所管する部局の調整担当課長（以下「調整担当課長」という。）は、毎年度の2月末日までに対象福祉施設等の名称及び当該福祉施設等が提供できる物品又は役務の内容を取りまとめ、職員ポータルサイトにおいて周知する。

2 商工労政課長は、毎年度の2月末日及び8月末日までに、令第167条の2第1項第4号の規定により市長の認定を受けた事業者の名称及び当該事業者が新商品として生産する物品又は新役務の内容を取りまとめ、職員ポータルサイトにおいて周知する。

(発注見通しの公表)

第3条 調整担当課長及び商工労政課長は、年度ごとに締結が見込まれる政策目的随契について各所属に照会し、その発注見通しを契約課長に送付する。

2 契約課長は、前項の発注見通しを毎年度の4月1日及び10月1日（これらの日が富山市の休日定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合はその翌日）に入札控室及び契約課ホームページにおいて公表する。

(契約内容等の公表)

第4条 令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとする所属長は、見積書の提出について通知する日の7日前（休日を除く。）までに規則第20条の2第2号に定める事項について記載した文書（以下「契約前公表用原稿」という。）を作成して当該契約の相手方の福祉施設等を所管する所属の長（以下「所管課長」という。）に提出し、所管課長は、公表内容を審査の上、契約課長に送付する。

2 令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約を締結しようとする所属長は、見積書の提出について通知する日の7日前（休日を除く。）までに契約前公表用原稿を作成して商工労政課長に提出し、商工労政課長は、公表内容を審査の上、契約課長に送付する。

3 契約課長は、前2項の契約前公表用原稿を見積書の提出について通知する

日の5日前（休日を除く。）までに入札控室及び契約課ホームページにおいて公表する。

（契約の相手方等の公表）

第5条 令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結した所属長は、契約を締結した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に規則第20条の2第3号に定める事項について記載した文書（以下「契約後公表用原稿」という。）を作成して所管課長に提出し、所管課長は、公表内容を審査の上、契約課長に送付する。

2 令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約を締結した所属長は、契約を締結した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約後公表用原稿を作成して商工労政課長に提出し、商工労政課長は、公表内容を審査の上、契約課長に送付する。

3 契約課長は、前2項の契約後公表用原稿を契約を締結した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に入札控室及び契約課ホームページにおいて公表する。

（細則）

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。